

# 「やまぼうしの会」 規約

## 1 名称

本会の名称は、「やまぼうしの会」とする。

## 2 目的

子どもたちが安心して楽しい学校生活を送るため、会員同士が交流を図り協力しながら子どもたちの成長を支援することを目的とし、平成20年3月12日設立する。

## 3 会員

八王子市立みなみ野君田小学校在校生の保護者と学校職員

## 4 入会・退会

本校在籍と同時に入会し、卒業・転校時に退会とする。

## 5 組織

(1)学級委員を前年度末または年度当初に各学年、学級数×2名を選出する。

学級が1クラスの学年は、3名選出する。

(2)学級委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(3)学級委員は学年・学級の活動とともに以下の係を分担し

各係で窓口担当者を選出する。

- ・事務局・・・保護者組織と学校との連携、各学級・委員間の連絡調整など  
定例会等の運営など  
事務局窓口を代表として置く
- ・書記・・・会議の記録、会員への報告書作成など
- ・会計・・・会費の管理、その他口座管理、保険の手続き  
予算案・決算報告の作成など  
学級委員会共有の文具・印刷用紙等の管理
- ・安全・・・地域安全活動、安全関係ボランティアの募集など
- ・企画・・・各種イベント活動の企画・推進など

## 6 会議

### (1)総会

①総会は、本会の最高議決機関であり、以下の2種類がある。

#### ア.定期総会

年度当初に行う。会員の過半数の賛成により、書面決議またはオンラインアンケート等をもって総会に代えることができる。

#### イ.臨時総会

学級委員会が必要と判断した時、または会員の1/3以上が請求した時に行う。

また、会員の過半数の賛成により、書面決議またはオンラインアンケート等をもって臨時総会に代えることができる。

②総会での決定事項

- ア.規約の制定、改正及び廃止
- イ.予算・決算の承認
- ウ.その他、運営や活動に関する重要事項

③成立・議決

- ア.会員の2/3以上の出席(委任状を含む)または投票で成立する。
- イ.出席者または投票の2/3以上の賛成をもって可決する。
- ウ.投票権は、会員1世帯当たり1票とする。

(2)学級委員会

- ①学級委員会は学級委員により構成される。会議（以下、定例会）を定期的に行き運営上必要な事項を決めることができ、その決定に基づき活動する。
- ②定例会における成立・議決は、学級委員の1/2以上の出席で成立し出席者の2/3以上の賛成で可決する。
- ③電子メール等の使用により議決を行う場合は学級委員の2/3以上の賛成で可決する。

7 会計

(1)年会費は1世帯当たり500円(保険料を含む)とし、会の運営及び活動に使われる。  
なお、一旦納入された会費は返金しない。年度途中に入学した場合も同様とする。

(2)会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

(3)慶弔費

(弔事)

- ①会員死亡の場合は3千円の香料。
- ②児童死亡の場合は3千円の香料と花環・生花など。
- ③本規約により弔慰金を受領した場合、一切の返礼を不要とする。
- ④会の運営に支障をきたす場合には上記の限りではない。

(4)会計報告は、総会にて会計監査報告を行う。

(5)会計監査は、学校側会員より1名、保護者会員より1名選出し、合計2名で行われる。

8 附則

この規約は、平成20年3月12日より実施する。

- 平成22年2月9日 一部改正
- 平成23年5月10日 一部改正
- 平成24年5月8日 一部改正
- 令和2年7月16日 一部改正
- 令和3年5月18日 一部改正
- 令和5年5月16日 一部改正
- 令和6年5月16日 一部改正